

ECFA と台湾の歴史的脚注

著者 劉世忠

2010年3月15日（月）

昨年、馬英九総統は、兩岸経済協力枠組協定 (the economic cooperation framework agreement : ECFA) について国民に説明すると約束したが、残念なことに、トップダウンの一方的な政策宣伝に終わった。そればかりか、汎藍陣営（与党）支持基盤の強い地方では、公的資金を使った宝くじで人気を煽り同政策を宣伝しようとさえした。

呉敦義・行政院長と頼幸媛・大陸委員会主任委員は、ECFA にはいかなる政治的レトリックも含まず、特に統一については言及しないと保証し、また中国の指導者は魅力的な攻勢を發動し台湾の農民に利益を提供すると発言した。言うまでもなく、国民党や中国共産党は ECFA の中で政治的レトリックを弄するほど世間知らずではない。台湾に最もダメージをもたらすと考えられるのは、協定が結ばれた後、中国が国際的にどのようにこの協定を利用し操作するかである。

例えば、昨年訪中したオバマ大統領と胡錦濤国家首相が発表した共同声明を、中国がどのように利用しているか見てみよう。一つの中国の主権と領土を尊重するという声明を、中国はここ数ヶ月間になされた米国による台湾への武器売却やダライ・ラマとの会談に対する政治的非難に用いた。米国は、共同声明でなされた発表はチベットと新疆に対するものであり、台湾に対するものではないと繰り返し述べているが、中国は常に共同声明を米中間の三つのコミュニケと合わせて取上げ、これを効果的に事実上の「第四のコミュニケ」として活用している。

中国は当初、米国による台湾への武器売却に

抗議するため、米国との軍事交流を解消するとしていたが、その後、3月初旬のジェイムズ・スタインバーグ国務副長官およびジェフリー・バーダー国家安全保障会議 (NSC) アジア上級部長の訪中に同意した。他方米国は、イラン・北朝鮮をめぐる問題や第二回米中戦略経済対話について議論したいと考えていたが、第6回会議においても90%の時間が米国による台湾への武器売却問題に割かれた。米国政府が他の論点で中国の協力を勝ち取るために沈黙を守っている間、中国外交部では戴秉国・中共中央外事弁公室主任から、楊潔篪・中国外交部長までが、米国は共同声明を破って台湾に武器を売却したとして非難した。

中国は馬総統への支持率が急落していることは百も承知で、失政に対する人々の注意をそらすために ECFA を利用せざるえないことに気が付いている。実際、中国はやっかいな外交問題の解決で中国からの協力を得たいという強い要望を持つ米国との関係において、これをうまく利用している。これが、中国が馬政府に対して台湾の農民に利益を提供するというリップサービスで救いの手を差し伸べた理由である。

仮に ECFA がいかなる政治的レトリックを含まないとしても、中国にとっては『一つの中国』の原則や『統一』に関する国際的なプロパガンダを展開する上で、同協定を巧みに利用できる。ECFA によって経済的に台湾を中国に従属させるだけでなく、台湾は中国の一部であるという国際的な認識を促進させることにもなる。たとえ民進党が2012年の総統選挙に勝利したとしても、この様な認識を変えようとするのは容易ではない。民進党は、国民党と中国共産党が締結した協定を履行しない『トラブルメーカー』としての烙印を押される羽目に陥りかねないのだ。

中国が ECFA に調印する意図はここにあり、

台湾政府と野党とが ECFA を巡って衝突を続ける際には、両者はこうした点にもっと注意を払うべきであろう。

不在者投票実施の問題

問題の背景

江宜樺・内政部部长は、2月3日、国民の参政権行使を擁護するため、「本籍地から勤務地に移転する」不在者投票の実施に向け法改正し、仕事や勉強のために本籍地に戻って投票できない住民がのがある県・市で投票の申請ができるようにすると発表した。3月10日には、不在者投票制度は2012年の総統選挙から実施するとより踏み込んだ発表がなされ、同時に、初期段階では通信投票を実施しないが、最終目標はアメリカ・日本・韓国のように郵便投票を実施したいと補足した。

問題の分析

国民の選挙権の保障をより拡充させる方法は、確かに追求に値する目標であるが、いかなる基本的な権利の保障も形式に流されるべきではない。つまり、選挙権の保障については、配慮されるべき重要な四つの要素－候補者個人及び政見に関する十分な情報公開・自由選択の意志・中立的選挙・公平さと秘密性を兼ね備えた（投票権を差別しない、一票の格差など）投票結果－がある。よって、我々は台湾のあらゆる国民が公平で、秘密で、直接の選挙権を持つことに大いに賛成する。本シンクタンクでは、台湾の特殊な国情と政治状況を考慮して、次の結論と提案をまとめたので、ご参考にさせていただきたい。

（一）台湾内での移転投票については賛成

特殊な戸籍制度のため、台湾では有権者の本籍地と居住地が異なるケースが非常によく見られる。よって、基本的な投票の権利を保障するため、台湾内における移転投票の開放を検討してもよいであろう。本籍地に居住していない民衆の居住地での投票権行使を可能にすることは、いくつかの不在者投票に関する世論調査でも、国民から高いコンセンサスが得られている項目であり、賛同に値する。技術的な面についていえば、総統選挙は、全国が単一の選挙区であり、投票用紙も一種類しかないため、選挙準備の煩雑さも比較的低い。立法員選挙は、選挙準備機関が本籍地以外の有権者のために別の投票箱を設置するか、あるいは事前にその他選挙区の投票用紙を印刷して準備する必要があるため、選挙準備機関が膨大な業務量に耐えうるか試されることになる。

（二）特別投票所の設置には賛成するが、技術的に懸念される問題を除去すべき

特別投票所は通常、病院で療養中の有権者、身体障害者の有権者、当直の軍・警察関係者、刑務所収監者の投票権行使の便宜を図るために設置される。台湾の現在の状況からいえば、特別投票所の設置については、原則上賛成だが、技術的にはまだ検討の余地がある。国民の自由意識が急速に高まっているので、集団不正行為をそれほど懸念する必要はないだろうし、たとえ不正があったとしても、短期間の内に表沙汰となり、捜査されるであろう。重要なのは、個人の自由意思が無形の圧力を受けず、秘密投票の保障が確保されることである。

（三）台湾内・台湾外の郵便投票実施に反対

郵便投票はアメリカ・日本・イギリスなどの先進諸国では高い信頼を得ている。しかし、台湾は国際的におかれた立場や中国問題の制限を